

二ちら特報部

第三者審査 勧かず

法や原子力災害対策特別措置法に基づき、各地域に応じて移動手段や経路、避難先を列挙したもの。策定義務の自治体は、原発事故後に半径八一キロから、IAEAの基準に従い半径三十キロ圏内に拡大された。

内閣府によると、対象は百三十五市町村で、策定済みは百一十二。東海第一の九市町村に加え、中部電力浜岡原発（静岡県）の焼津、藤枝両市などの計十三市町村が未整備だ。

原発敷地内の地震や津波リスク、炉の構造などは批判があるにせよ、原子力規制委員会が第三者として審査する。だが、避難計画の審査はそういう仕組みになつてない。

避難計画は自治体が策定するに当たり、財政面も含め内閣府が支援し、最終的に、首相が議長で内閣府が事務局を担う原子力防災会議が了承する。内閣府が支援し自ら承認する構図で、防災会議は「追認機関」との指摘もまぬがれない。

内閣府の中島洋平参事官補佐は「決して、横流しで判断を押しているわけではなく」と説明。防災会議の前

なし崩し再稼働NO

に、各省庁が集まる「地域原子力防災協議会」の審議を経ており「自治体と一緒にかなり苦労して策定している」。結局は身内の判断で、第三者が客観的にチェックしていない点について

「計画は一定の基準を満たせば終わりではない。常に改善し、検証し直し続ける必要がある」と、かみ合つていい。

そもそも、再稼働した原発では、避難計画の実効性が疑問視されながら、「なし崩し的に了承されてきた。例えば、四国電力伊方原発（愛媛県）。『日本一長い』とされる全長四十キロの佐田岬半島の付け根にある。計画では、住民はフェリーや自衛隊の艦船で対岸の大分県に避難する。だが、崖が崩れれば港にたどりつくこともできない。そもそも海が荒れたら元も子もない。県の担当者は「海難するようにしてもらつ」と、逃げ遅れたらどうする

のかは定かではない。

原発から半径三十キロ圏内に二十の有人離島があり、島の多くの住民が海路避難を余儀なくされる九州電力玄海原発（佐賀県）。県の担当者は「事故時の状況で柔軟に対応する。風向きや気象条件が変われば、避難経路は変わる可能性はある」と言い、うまく避難できるかは状況次第のようだ。

避難計画策定の問題点について、原子力資料情報室の伴英幸共同代表は「原発再稼働の前提となる規制基準に入つておらず、中途半端な位置付け。本来は規制に取り入れないといけない」と指摘。「今の制度では、計画に実効性があるのかを十分に分析、チェックされていない。政府から独立した第三者機関を設置し、実効性を担保すべきだ」と付け加える。

デスクメモ

水戸地裁判決の時はちょうど、水戸支局のデスクで速報を待ち構えていた。各地の原発運転差し止め訴訟では認められたケースが多く、準備はしていたが、驚いたこと

を今でも思い出す。紙面で東海第一の避難のリスクを問い合わせていただけになつた。（六）

と見方を示す。

東京女子大の廣瀬弘忠名誉教授（災害リスク学）は「福島で原発事故が起きたのに、今の避難計画は過酷な事態を想定しているとは言えない」と断じ、実効性ある計画を作るのは困難だ



◎東京電力福島第一原発事故で避難した住民ら

—2011年3月12日、福島県浪江町で

◎原発事故の避難計画の策定を支援する内閣府=16日、東京・永田町で

物質的生命、身体に対する深刻な影響に照らせば、何らかの避難計画が策定されていればよいというわけではない」と指摘。地震や津波の複合災害や大雪などいくつもの事態を想定し、住民の被ばくができるだけ避け円滑に逃げられる避難計画ができる以上、運転は認められないということだ。廣瀬さんは「避難計画の大切さを指摘した水戸地裁判決は重い」と強調する。

ロシアがウクライナ侵攻で原発を占拠したように、原発は自然災害だけでなく、有事にリスクとなることがあらためてクローズアップされた。廣瀬さんは「原発が破壊された後の状況は、戦争も自然災害も変わらない。しっかりと避難計画を作れば、戦時にも運用できる」と説く。